

浦添市教育委員会会議録

平成29年度 第11回(定例会)

- 1 日 時 平成30年 3月 13日 (火) 10時00分～11時30分
- 2 場 所 浦添市役所 庁舎7 階 702会議室
- 3 出席委員 教育長 嵩元 盛兼
委員 胡宮 なりえ
委員 池田 博暁
委員 長田 隆子
- 4 説明職員 教育部長:新垣 剛 文化部長:山田 勉
教育総務課長:大城 博郎 学校教育課指導監:宮里 晋
学校教育課長:仲間 陽子 文化課長:松川 章
調理場所長:安和 さゆり
- 5 傍聴人の有無 なし
- 6 会議録署名人 池田博暁委員、長田隆子委員
- 7 教育長の報告
- 8 議題
議案第40号 史跡浦添城跡整備委員会規則の一部改正について(文化課)
【原案通り承認】
議案第41号 浦添市立学校給食調理場設置条例の施行及び給食の実施に関する規則
の制定について(調理場) 【原案通り承認】
議案第42号 浦添市立学校給食調理場運営に関する要綱の一部改正について(調理
場) 【原案通り承認】
議案第43号 教育機関の長の任命について(教育総務課) 【原案通り承認】
議案第44号 臨時代理したことを報告し、承認を求めることについて(学校教育課)
【原案通り承認】
議案第45号 臨時代理したことを報告し、承認を求めることについて(学校教育課)
【原案通り承認】
- 9 その他

○教育長（嵩元 盛兼）

おはようございます。それではこれより平成29年度第11回浦添市教育委員会定例会を始めます。

池間委員より欠席の連絡がありましたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数が出席するという要件を満たしており、会議が成立することを御報告申し上げます。

それでは会議順に従って進めてまいりたいと思います。会議録の承認ですが、2月9日開催の第10回定例会、2月20日開催の第4回臨時会及び2月26日開催の第5回臨時会の会議録の承認を行います。事前に資料を配布し、目を通していただきました。よろしければ御承認いただきたいと思います。

（は い）

○教育長（嵩元 盛兼）

ありがとうございます。

次に会議録署名人の指名です。池田委員、長田委員にお願いをいたしたいと思います。

（は い）

○教育長（嵩元 盛兼）

ありがとうございます。議事に移る前に教育長報告として、今回5点、タイトルだけですけれども、最近の動きで5点だけ。1点目は、先日3月10日の卒業式、委員の皆さんには御協力をいただきまして無事卒業が終わりまして、お礼をしたいと思います。それから市長に浦西中学校へ行っていただきましたけれども、一巡したので、また浦西中学校から始めたいということで市長が参加していただいていますけれども、積極的に市長が教育熱心であるということもありがたいことだと思っております。

2点目は、3月9日金曜日なのですが、キャンプ・キンザーの子どもたちが浦添へ奉納していました。これは千羽鶴奉納プロジェクト、前田高地、ハクソー・リッジに届けようというタイトルらしきものがあって、キャンプ・キンザーの小学校から折鶴を折って、前田小学校の子供と一緒に協同して糸を通して、奉納するということが9日にありましたけれども、バス2台かな。先生方も含めてたくさんのキンザーの子供たちが訪問して、ディーグガマとかそれぞれの場所をガイドの案内で行って、それぞれの場所についての説明を受けて、黙禱のようなことをやって花束も捧げてもらっていましたけれども、今後も子供たちの連携というものを進めていくいい事例かと。これは向こうのほうから申請があつて、国際交流課が窓口となって教育委員会が連携をした作業ですけれども、そういうことが金曜日に実はありました。

それから3点目は、土曜日が卒業式ですので、先ほど言いましたので重なって済みません。卒業式が無事終わりました、11日の日曜日は皆さんももらいましたけれども、西海岸関連道路開通ということで、たくさんの4,000名を超える人たちが集まっていましたけれども、「夢のかけはし」というタイトルをつけて、これは市民団体が主体でプロジェクトを組んで役所が協力するという、ある意味で協働のまちづくりの事例として、とてもユニークな、短期間で予算も相当かからない中で実行をしていましたので、ああいふイベントが起こってくるような「夢のかけはし」というタイトルとか運営もすばらしいのですけれども、短期間で言い出して、短期間で仕上げるという、まちが活性化している事例だと思いました。11日は震災の日でもありましたので、黙禱も捧げたようですけれども、そういう時々に応じて対応できるという浦添の力を感じました。

4点目は、実は昨日大平特別支援学校の卒業式がありまして、私行ってきました。子供たちが本当に一人

ずつつとも丁寧なお辞儀をした卒業式で、改めてこちらの心も洗われるようなすばらしい卒業式でしたけれども、校長から終わってから、実は大平特別支援学校をつくるときにいろんな反対もあったけれども、浦添が受けていただいて、浦添にはとても感謝していますという話をされていまして、浦添の子供たちもいますけれども、その他の子供たちもいますけれども、やっぱりそういう市長が言う「沖縄一優しい福祉のまち」という、ある意味でこれから大平特別支援学校のあいう子供たちとどういう関係をしていくのかなと思ひまして、教育委員会は直接は幼稚園、小学校、中学校の義務教育が担当ですけれども、大平特別支援学校との連携というのはどうあるべきかといろいろ想像しまして、今後もうちょっと工夫したいということがありました。とりあえず金曜日から昨日まででもこんなにあって、本当に元気なまちだなというのが感想ですけれども、学校の子供たちとつないでいく大事な時期だなというのを思いましたので、報告というか感想を含めて報告しておきます。

ちょっと長くなりましたけれども、続きまして議事に移りたいと思います。議案第40号 史跡浦添城跡整備委員会規則の一部改正について、御説明をお願いします。

○文化部長 （山田 勉）

おはようございます。それでは、議案第40号 史跡浦添城跡整備委員会規則の一部改正について、私のほうから御説明を差し上げます。めくっていただきまして、1ページをごらんください。かがみ文でございます。

議案第40号 史跡浦添城跡整備委員会規則の一部改正について、平成30年3月13日提出。浦添市教育委員会教育長、嵩元盛兼。提案理由でございますが、史跡浦添城跡整備委員会規則の構成委員数を見直し、円滑な委員会運営に資するため、規則の一部を改正するものでございます。

めくっていただきまして2ページ、3ページをごらんください。2ページのほうが改正条文でございます。史跡浦添城跡整備委員会規則（平成15年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。第4条第1項中、「8人」を「7人以内」に改める。第8条に、次の2項を加える。2. 整備委員会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。3. 整備委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。第9条中、「文化課」を「文化財課」に改める。附則といたしまして、この規則は平成30年4月1日から施行する。

3ページのほうは新旧対象表でございます。それぞれの条文がそのとおり現行と改正後、このようになっています。4ページのほうには、現行の浦添城跡整備委員会規則を添付してございます。以上、議案第40号につきまして説明を差し上げました。委員の皆様の慎重なる御審議の上、御承認をいただきますようよろしくお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、文化課長を控えさせていただきますので、必要に応じて御説明を差し上げたいと存じます。以上でございます。

○教育長 （嵩元 盛兼）

ありがとうございます。ただいま議案第40号について説明がありました。御質問や御意見はありますでしょうか。

○教育委員 （長田 隆子）

整備委員を8人から7人に減にした理由を教えてください。

○文化課長 （松川 章）

現行8人ですが、実質今7名で運営をしております。本土委員も3名、県内委員が4名ということで、日程調整がかなり厳しいものがあるということで、8名をまず7人に改めたいということと、あと県内の整備委員の先生方を把握しますと7名と5名の委員の市町村が多くございます。ということで、あと次の第8条第2項の議案の可決の場合、同数の場合は議長の決するところだということからすると奇数の委員のほうが適切ではないかということで、8名を7名に改めたいということでございます。

○教育委員（長田 隆子）

第8条のほうに第2項、第3項を新たに新設しているのですけれども、これまではどのように行われていたのですか。

○文化課長（松川 章）

整備につきましては、我々のほうがまず案をつくりまして、委員の先生方に御提示をした上で御意見を伺って進めていけるということなので、事務局のほうの案がそのまま通っていくことではございませんので、委員の先生方の意見をもらった上で、それを踏まえて文化庁に出していくという手順を踏んでいますので、委員の先生方には毎度承認を得た上で議事進行をしています。それが明文化していなかったということなので、今回の組織再編に伴っての規則改正の中で明文化してもよろしいのではということがありまして、今回議案として提案しているところです。

○教育長（嵩元 盛兼）

ありがとうございます。ちょっと休憩します。

休憩します。

再開します。議案第40号について、承認をしてよろしいでしょうか。

（はい）

○教育長（嵩元 盛兼）

ありがとうございます。それでは、議案第40号については原案どおり承認といたします。

次の議案に移ります。議案第41号 浦添市立学校給食調理場設置条例の施行及び給食の実施に関する規則の制定について、説明をお願いいたします。

○教育総務課長（大城 博郎）

休憩お願いしていいですか。

○教育長（嵩元 盛兼）

休憩します。

再開します。説明をお願いします。

○調理場所長（安和 さゆり）

5ページをお開きください。議案第41号 浦添市立学校給食調理場設置条例の施行及び給食の実施に関する規則の制定について、御説明いたします。提案理由といたしまして、浦添市立学校給食調理場設置条例が平成30年4月1日に改正されることに伴い、浦添市立学校給食調理場設置条例の施行及び給食の実施に関する規則を制定する必要があるためでございます。では、内容について御説明いたします。

まず第1条の趣旨から御説明いたします。9ページをお開きください。改めてではございますが、（委任）第5条、「この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は教育委員会が定める」となっ

ております。

ページ戻りまして、6ページをお開きください。4行目、括弧の中です。「幼稚園における給食の適切な実施について、文科省の通知に基づき」とあります。この2点を受けまして、浦添市立学校給食調理場設置条例の施行及び給食の実施に関する規則を制定しております。

次に第2条、給食の対象は浦添市立学校設置条例に規定する市立学校となっております。

続きまして、第3条から第5条は浦添市立学校給食設置条例が平成30年4月1日に改正されますが、そこから削除される項目を今回この規則に規定しております。まず第3条です。2調理場のそれぞれの管轄学校を表にしております。小中学校は設置条例に入っている学校と変更はございませんが、平成30年度から本格実施される幼稚園給食は8園全て追加なのですが、当山調理場管轄となっております。

次に第4条と第5条は、職員と職員の職務を規定しております。先ほどお話しました設置条例に当たる規定をそのままこちらのほうに移しかえております。第6条は給食の停止、または管轄学校の臨時変更について、新たに規定を設けております。第7条は雑則となっております。規則の施行日は平成30年4月1日となっております。以上が規則の内容でございます。

○教育委員（池田 博暁）

ちょっと休憩をお願いします。

○教育長（嵩元 盛兼）

休憩します。

再開します。質問等ありますでしょうか。はい、池田委員。お願いします。

○教育委員（池田 博暁）

事務方の皆さん、議会大変お疲れさまでございます。何か教育委員会へいっぱい質問があったようで、久々に教育委員の皆さんが議会で頑張って答弁をしているのを見て頼もしく思いました。

第6条の（3）のその他教育長が必要であると認めるときという、この給食の停止条件であるとか、変更の条件であるとかというのがあるのだけれども、例えばその他で教育長が必要であると認めるときというような場合は、例えばどういうことが想定されているか。

○調理場所長（安和 さゆり）

自然災害など、こちらのほうに記入していないことが起こった場合ということの想定ということになっておりますので、例えば食中毒とかそういったこともあるのかと思っておりますが、そういった不測の事態に備えてということでこの文言を追加しております。

○教育委員（池田 博暁）

休憩お願いいたします。

○教育長（嵩元 盛兼）

休憩をお願いします。

再開します。議案第41号を承認してよろしいでしょうか。

（はい）

○教育長（嵩元 盛兼）

ありがとうございます。それでは、議案第41号については原案どおり承認といたします。次の議案に移り

ます。議案第42号 浦添市立学校給食調理場運営に関する要綱の一部改正について、説明をお願いします。

○教育総務課長（大城 博郎）

休憩をお願いします。

○教育長（嵩元 盛兼）

休憩します。

再開いたします議案第42号の説明をお願いいたします。

○調理場所長（安和 さゆり）

まず10ページをお開きください。議案第42号 浦添市立学校給食調理場運営に関する要綱の一部改正について、御説明いたします。提案理由といたしましては、平成30年度から幼稚園給食の本格実施に伴い、幼稚園給食に関する事項を定める必要があることから、浦添市立学校給食調理場運営に関する要綱の一部を改正いたします。

では、新旧対照表にて御説明いたします。22ページをお開きください。第1条は、「この要綱は」を「この訓令は」に改め、「浦添市立学校給食調理場設置条例第6条」を「浦添市立学校給食調理場設置条例の施行及び給食の実施に関する規則第7条」に改正しております。また、「事務取扱い」の「イ」を削除し、「定める」を「定めるものとする」に改正しております。

先ほどの要綱と訓令なのですが、要綱というのは名称のほうによく使われるものなのですが、その要綱の中でも訓令と告示がございまして、この発令形式のほう、この内容に関しては業務の内容なので訓令になっております。本文はその発令形式と一致させるということがありますので、これは訓令になっていきますので「この訓令は」というふうに変更をしております。

第2条は（1）から（9）の内容が業務内容となっておりますので、それに合わせて「（事業）」を「（業務）」へ改め、第2条「調理場は」を「給食調理場」に改め、設置条例第3条の「目的を達成するため」を削除し、「事業を行う」を「業務を行う」に改正しております。（1）は「小学校及び中学校の完全給食」を「幼稚園給食並びに小学校及び中学校の完全給食に」改正しております。続きまして（9）です。第9号は「必要な事項」の後に「に關すること」を付け加えております。第3条第3項の（2）は、「献立、連絡、反省及び」を「献立、連絡等」に改正しております。

23ページに移ります。第4条は「学校給食は」を「小中学校の給食は」に改め、ひらがなの「つうじて」を漢字の「通じて」に改正しております。第4条第2項は、幼稚園給食について新設しております。次に「（給食費の額）」を「（給食費の月額）」に改め、第5条「児童生徒及び関係職員の学校給食費は」を「学校給食費の月額は」に改正しております。第6条第1項、「学校給食費を小中学校及び関係職員給食費」に改め、月を月額、「一月」を「1カ月」に改正しております。第2項は幼稚園給食費について新設しております。第6条の2、「3月10日」を「3月25日」に改め、第7条「学校の給食費」を「学校給食費」に改正しております。

続きまして、24ページでございます。第13条「児童生徒をつうじて」を「園児、児童生徒を通じて」に改めて、通じてはひらがなを漢字に直しております。第14条第1項第1号、1款1項1目の4節幼稚園給食費を新設。3款1項1目の「預金利子等」の「等」を削除。2項雑収入を新設しております。次に第2号の2款の1節「諸費（還付等）」を「（還付等）」を削除しております。続きまして、別表第1「小学校（職員含

む) 4,200円」を「幼稚園(教職員含まない) 3,000円」に改め、「中学校(職員含む) 4,600円」を「小学校(小学校及び幼稚園教職員含む) 4,200円」に改め、「調理場職員4,600円」を「中学校(教職員及び調理場職員含む) 4,600円」に改めます。

26ページの様式1号、給食実施計画書ですが、27ページの様式計画書と27ページの様式2号、学校給食予定人員報告書。28ページの様式3号、学校給食予定人員変動報告書はいずれも「校長」を「校(園)長」へ改めております。幼稚園のほうも使えるようにということで変更をしております。

29ページ、様式7号歳入予算見積書は、3款諸収入、1項預金利子等、「1目の預金利子等」の「等」を削除し、2項雑収入、1目雑収入、1節雑収入を新設しております。30ページの様式8号、歳出予算見積書は最後の段で1節「諸費(還付等)」の「(還付等)」を削除しております。31ページの様式9号、歳入決算説明書、32ページの様式10号、歳出決算説明書の予算見積書と同様の削除及び新設をしております。以上でございます。

○教育長 (嵩元 盛兼)

ありがとうございました。それでは、議案第42号について質問等ございますでしょうか。

休憩します。

再開します。質問等ありますでしょうか。はい、長田委員。

○教育委員 (長田 隆子)

今回の要綱の一部改正、非常に字句の整理とかたくさん頑張って、きれいに整理されているなど思っております。お疲れさまでした。その中で教えてもらいたいのですけれども、23ページの小さなことですが、第6条の2「学校長は、当該年度の年間学校行事予定表を前年度の3月25日までに」というのを「3月10日」から「3月25日」におくませた理由は何でしょうか。

○調理場所長 (安和 さゆり)

年間行事予定表、学校の一覧表になっているものを、今までは3月10日という基準でやっていたのですが、ある程度の変更があったりするというので3月25日ぐらいが一番いいだろうということで、運用に合わせた形の変更になっております。

○教育委員 (池田 博暁)

関連して、そこは幼稚園には求めないのですか。今は小中学校に行事計画を求めていますよね。その部分に関しては、幼稚園には求めない？

○調理場所長 (安和 さゆり)

休憩をお願いします。

○教育長 (嵩元 盛兼)

休憩します。

再開します。

○教育委員 (長田 隆子)

雑収入を新設していますけれども、どういう収入が見込まれますか。現状はあるのですか。

○調理場所長 (安和 さゆり)

預金利子と雑収入を分けたのは、雑収入は会食だとか、そういったときにちょっと収入が入ったりするの

でその分で分けています。議員の先生方が給食をとりたいとかそういったことがありますので、そういったときに給食費を徴収するので、そこに雑収入という形で収入があります。

○教育委員（長田 隆子）

わかりました。あと、幼稚園の給食費が3,000円と今回要綱改正で出てきているのですけれども、現状は何に基づいて…今もありますよね、幼稚園生の。幼稚園生の費用は要綱に定めない別のものですか。

○調理場所長（安和 さゆり）

今は、教育長決裁によって実施要綱というのをつくっています。今2園になっていて、モデル園ということで、この実施要綱で3,000円という規定を持ってやっています。来年本格実施ということで、今回要綱にのせることになりました。

○教育委員（長田 隆子）

はい、わかりました。ありがとうございます。あと休憩をお願いします。

○教育長（嵩元 盛兼）

休憩します。

再開します。議案第42号について、ほかに質問や御意見は。

○教育委員（池田 博暁）

11ページの第3条のところで、第3条第3項第2号中のこの「献立、連絡、反省及び」というところが、「等」に変わったわけですが、この「反省」というものを抜いた何か意味がありますか。

○調理場所長（安和 さゆり）

いろんな表記の仕方を調べまして、やはり反省というところが要綱の内容にそぐわないところもあるかなというところで、等のほうに含めて表記したほうがということで、表記の仕方、書きぶりですね。ほかのものと合わせております。

○教育委員（池田 博暁）

意味はよくわかるのです。ただ、文言中にこの「献立、連絡等」というふうになると、もちろん「等」の中に多くの事柄が含まれるのだと思うのだけれども、この協議会の役割というのはそこに限定されるものではないのです。例えば先ほど言ったように教育長が必要と認めるということなどに関しても、協議会については協議会の中で相当検討されるし、例えば給食費未納の問題に関してもそうだし、いわゆる全般的な、調理場運営の全体的なものに対する連絡協議会での審議事項というのがなされるわけです。だから、そう考えるとその「献立、連絡等」で、後ろのほうに「運営等」というのがつくからいいかなと思ったりするのだけれども、何か文言的にもう少し、あと一つぐらい押さえが必要なかなと思ったりしているのです。だから、多分この最初に反省という言葉を入れた意味。文言上は不釣り合いであっても、その当時にその反省という言葉を入れた方々が考えていたこの運営のあり方というのがきっとあったのではないかなと思うのです。だから運営のあり方の全般についての評価という部分でもあるわけです。協議会がやることって。学校長が参加をする、教頭先生が参加をする、栄養士が参加をする、調理場の方々が参加をする。その中で、給食の未納の件はどうなっているのか、栄養のバランスはどうなっているのか、献立表はどうなっているのかといろんな形の中で、協議会がそこで話し合いをしていくということを考えると、何か少しあと一言ぐらいの押さえが必要なかなと思ったのですが、そこら辺は。今どおりでも文言は通るのですよ。通るのですけれども、そ

の内容の押さえ方として少し弱いかなと思ったので、いかがなものかなと思っています。これが1点。もうまとめてやっちゃいましょうね。

あと、先ほど胡宮委員から様式の件がありました。第6条関連の様式なのですが、まず学校長が提出するのに年間の学校行事予定表が、まず3月25日までには提出をされます。それによって給食がいつから始まって、学校の行事表を見ることによって給食はいつから始まって、どれだけの日数を給食が行われるというのは押さえられるわけです。それを押さえるために行事予定を提出させるのだと思うのですが、それを踏まえた上で1号様式が「〇月分の給食実施計画」というのが出ますよね。それが前月の10日までという形になるのだけれども、それは毎月出されているものなのですかということが1点。2号様式の学校給食予定人員報告書というのも前の月の10日までに提出するというので、これも毎月提出されているものですかという確認と、3号様式で変動報告書というのがあるのだけれども、その変動報告書は2週間前になるのですが、私が言いたいのはいったん出した様式が変わらなければ報告しなくても、報告がもしなかった場合にはそのまま押さえていきますという文言になっているわけです。ならば、この変動があったときだけの様式と、最初と変動があったときだけの様式で済めば学校は簡素化されていくよねというのを言いたかった。そこら辺はどうなのですか、ということがあります。

それともう一点は、これは23ページの第7条「学校の給食費は学校長が取りまとめ」という文があるのだけれども、いつも気になるのは「学校長が取りまとめ」という部分は何とかならないのかと。現金も取り扱うのですよね。

○調理場所長（安和 さゆり）

今は、全部銀行が…

○教育委員（池田 博暁）

そうなのです。だけれども実際的には徴収業務なのです。担任の。担任が給食費は徴収しているのです。

○教育長（嵩元 盛兼）

ちょっと休憩します。

再開します。

○教育委員（池田 博暁）

それでは、第3条第3項第2号中の「献立、連絡、反省及び」という部分を「献立、連絡等」と変更するわけですが、この反省という言葉に込められた意味というものがあるのだと思うので、そこを踏まえた表現が、大事にした部分で何か表記ができないかと思いましたということが1点あります。

○調理場所長（安和 さゆり）

先ほどちょっと申し上げましたが、表記の仕方の関係で反省という言葉が余り要綱とかに使われていないようなところもありますというところで、今「等」のほうに含めております。ただ協議会の持ち方に関しては、今までどおりそういったことも含めながらやっていきたいと思っております。運営連絡協議会と、もう一つ運営協議会という別の組織もあります。この連絡協議会というのは、学校と給食主任の先生と、こちらの調理場側と給食の食器の扱いだとか、食中毒、こういった手洗いをしてくださいという細かい内容を連絡協議会のほうでやっております。そういった連絡事項とかです。また、運営協議会というのがありまして、そのほうは調理場の運営に関することをやりますので、そのほうではこういった歳入歳出の決算を認定し

てもらおうとか、給食費に関しての調整だとか、そういったことはまた運営委員会のほうでやっております。
2種類ありまして、この連絡協議会のほうは学校給食主任の先生、教頭先生、校長先生を学校のほうからお呼びして、食器の片付け方、手洗いの仕方、給食を始めるときにはこういったエプロンをこういうふうにしてください。細かい内容の協議会になっておりまして、今後もまた同じようにそういった反省も含めながら協議会に持っていきたいと思っております。

○教育委員（池田 博暁）

ちょっと休憩。

○教育長（嵩元 盛兼）

休憩します。

再開いたします。はい、池田委員。

○教育委員（池田 博暁）

先ほどもちょっと休憩時間に話しましたが、第6条関連の様式の部分に関して簡素化できないかという部分です。今、もし仮に毎月求めているのであれば、変更があった時点で提出させるということでも事足りるのかと思ったりしているのですが、そこら辺はいかがですか。

○調理場所長（安和 さゆり）

委員おっしゃるように実施計画書と人員報告書は毎月10日までにということになっておりまして、変動報告書については変動があった場合にということになっております。学校の年間の行事予定表と変更があった場合に、こういったのをとったほうがいいのかということの御意見だと思うのですが、確かにそういったことも今後検討を含めまして、栄養士ほうがこちらの実施計画書とかはよく確認をしております。その方で栄養士とも調整をしまして、どのような形でやったほうがいいのか、これもまた検討をしていきたいと思えます。

○教育委員（池田 博暁）

学校はもう今いろいろ働き方改革といって事務の簡素化ということが言われて、または効率化ということが言われているので、この様式等についてもまた検討をして、できるだけ簡素化しながら、しかし遺漏がないようにしないといけない部分があるので、よろしく願いをしたいと思えます。

○教育委員（長田 隆子）

休憩をお願いします。

○教育長（嵩元 盛兼）

休憩します。

再開します。議案第42号について、ほかに意見等ございますでしょうか。

それでは、議案第42号を承認してよろしいでしょうか。

（は い）

ありがとうございます。それでは、議案第42号については原案どおり承認いたします。次の議案に移ります。議案第43号から議案第45号につきましては人事案件ですので、秘密会としたいのですがよろしいでしょうか。

（は い）

ありがとうございます。承認がありましたので、議案第43号から議案第45号につきましては秘密会といたします。それでは議案第43号 教育機関の長の任命について、説明をお願いします。

○教育部長 （新垣 剛）

[REDACTED]

○教育長 （嵩元 盛兼）

[REDACTED]

○教育委員 （長田 隆子）

[REDACTED]

○文化部長 （山田 勉）

[REDACTED]

○教育委員 （長田 隆子）

[REDACTED]

○文化部長 （山田 勉）

[REDACTED]

○教育委員 （長田 隆子）

[REDACTED]

○教育長 （嵩元 盛兼）

[REDACTED]

それでは、議案第43号を承認してよろしいでしょうか。

（は い）

○教育長 （嵩元 盛兼）

ありがとうございます。それでは、議案第43号については原案どおり承認といたします。

次の議案に移ります。議案第44号 臨時代理したことを報告し、承認を求めることについて、説明をお願いいたします。

○学校教育課指導監 （宮里 晋）

[REDACTED]

[REDACTED]

○教育長（嵩元 盛兼）

ありがとうございます。ただいまの説明、質問等ございますでしょうか。特に意見等ございませんでしょうか。それでは、議案第44号について承認してよろしいでしょうか。

（は い）

○教育長（嵩元 盛兼）

ありがとうございます。それでは、議案第44号については原案どおり承認といたします。次の議案に移ります。議案第45号 臨時代理したことを報告し、承認を求めることについて、説明をお願いします。

○学校教育課指導監（宮里 晋）

[REDACTED]

○教育長（嵩元 盛兼）

○教育委員（池田 博暁）

○学校教育課指導監（宮里 晋）

○教育委員（池田 博暁）

○学校教育課指導監（宮里 晋）

〇教育長（嵩元 盛兼）

はい、よろしいですか。ほかに質問、御意見等ございませんでしょうか。

それでは、議案第45号を承認してよろしいでしょうか。

（は い）

〇教育長（嵩元 盛兼）

ありがとうございます。

それでは、議案第45号については原案どおり承認いたします。議案は以上です。

続きまして、その他に移りますが、報告等はございますでしょうか。はい、胡宮委員。

〇教育委員（胡宮 なりえ）

今日の報告でも教育長のほうから卒業式についての報告がありましたけれども、私も神森中学校の卒業式に参加をしてきました。その中で配布された資料の中に、卒業生の進路状況というのがあるのですが、そこでその他・未定の生徒が数名いらっしゃいました。多分ほかの中学校でもそういう生徒の数は上がってくると思うのですが、その進路未決定者の場合、無職の少年になって犯罪に走るケースがあるということが報告されていることと、進路未決定者の割合が沖縄は全国一なのです。そのことに対して教育委員会の例えば支援者会議等で議題に上がったことなどはあるのでしょうか。

〇学校教育課指導監（宮里 晋）

ちょっと休憩お願いしていいですか。

〇教育長（嵩元 盛兼）

休憩します。

再開します。

〇学校教育課指導監（宮里 晋）

卒業生の進路等につきましては、生徒指導連絡協議会等を通して、5校また警察署等、関係機関と連携をしながら対応をしているところであります。

〇教育長（嵩元 盛兼）

ありがとうございます。ほかに。はい、胡宮委員。

〇教育委員（胡宮 なりえ）

あと2件です。教育委員会に対して、事業に対して、感謝の言葉を市民から受けましたので、紹介したいと思います。まず、2月に行われた教育委員会表彰式なのですが、子供が表彰をされるのをきっかけに会場に足を運んだら、盛大な式典が用意されていて非常に感動したという声がありました。もっと市民への周知を図って、多くの児童生徒が表彰の対象となるようにしてほしいということと、またこの受賞した児童生徒がさらに活躍をして、相乗効果で他の児童生徒のやる気につながることを期待しますという声が市民からありました。

またあと1点は、沢岨小学校の保護者なのですが、大平方面から沢岨小学校のグラウンドへ続く細い道、去年私たちが学校訪問で少し現状を把握するために行ったあの道にライトがつけられて、非常に明るくなって、遅い時間での下校にとっても不安だったのですが、それが少し解消されたので教育委員会の

皆さんに感謝を伝えてほしいという声がありました。これは教育委員会だけではなく、地域やその他の方がいろいろと動いてくださった結果だと思いますので、教育委員会の事務局を通してその関係各位にお礼を伝えてほしいと思いました。以上、2件です。どうもありがとうございました。

○教育長（嵩元 盛兼）

嬉しい報告でありがたいです。ほかに連絡等がありますか。

ありがとうございました。以上をもちまして、平成29年度第11回浦添市教育委員会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

浦添市教育委員会会議規則第16条第3項の規定により署名する。

浦添市教育委員会

会議録署名人 池田 博暁

会議録署名人 長田 隆子